

千葉県温泉法施行細則の一部改正の概要

1 改正理由

行政手続等における押印見直し方針（令和3年3月8日付け行革第648号・政法第1410号）に基づく押印廃止を行うとともに、用語の整理を行う。

2 主な改正内容

(1) 押印廃止部分

別記第一号様式から第二十三号様式中「印」を削る。

(2) その他の部分

- ・ 第七条中「施行規則第五条」を「施行規則第五条第一項」に、第十一条中「施行規則第六条の七」を「施行規則第六条の七第一項」に改める。
- ・ 別記第一号様式、第五号様式から第七号様式、第十三号様式から第十四号様式中「ゆう出」を「湧出」に改める。
- ・ 別記第六号様式中「温泉法第11条第2項又は第3項」を「温泉法第11条第2項」に、別記第七号様式中「温泉法第11条第2項又は第3項」を「温泉法第11条第3項」に改める。

3 施行年月日

令和4年7月1日